

第7節 電子署名

○鹿児島県警察電子署名規程 (平成16.11.1 鹿児島県警察本部訓令13)

改正 前略…令和6.6訓令1003

(趣旨)

第1条 この訓令は、鹿児島県警察公文書管理規程（令和6年鹿児島県警察本部訓令第1003号。以下「公文書管理規程」という。）第33条第3項の規定に基づき、電子署名に関し必要な事項を定めるものとする。

本条…一部改正〔令和6.3訓令5、6訓令1003〕

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
 - イ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。
- (2) 鹿児島県認証局 地方公共団体組織認証基盤（地方公共団体が国又は地方公共団体との間で交換する電磁的記録が真正なものであることを認証するための基盤をいう。）における認証局をいう。
- (3) 鍵情報格納カード 鹿児島県認証局が発行する電子署名を行うために用いる符号を格納したカード（電磁的方式による記録に係る記録媒体をいう。）をいう。
- (4) 個人識別番号 鍵情報格納カードを使用して電子署名を行う際に必要な符号をいう。
- (5) カード管理者 鍵情報格納カードの保管、管理及び利用の管理を行う者をい

う。

(電子署名)

第3条 電子署名は、鍵情報格納カードにより行うものとする。

(電子署名を行う文書の発信者名)

第4条 電子署名を付した文書は、次に掲げる機関又は職名及び署名をもって発信するものとする。

- (1) 公安委員会
- (2) 公安委員長
- (3) 警察本部長
- (4) 部長
- (5) 警察学校長
- (6) 課(所・隊)長
- (7) 警察署長

2 前項各号に掲げる機関又は職名及び署名以外の電子署名を行う必要があるときは、当該業務を所管する警察本部の課(所・隊)長、警察学校長又は警察署長は、警務部長の承認を受けなければならない。

3 前項の承認に係る申請は、その理由並びに電子署名に係る機関又は職名及び署名を記載した文書を警務部警務課長(以下「警務課長」という。)を経由して提出して行うものとする。

(カード管理者)

第5条 カード管理者は、別表のとおりとする。

(鍵情報格納カードの新規発行等)

第6条 カード管理者は、鍵情報格納カードの発行を受けようとするときは、鍵情報格納カード発行・更新・廃止申請書(別記第1号様式)を警務課長に提出しなければならない。鍵情報格納カードを更新しようとするときも同様とする。

2 警務課長は、前項の申請書を受理し、内容を審査の上、適当と認めたときは、速やかに鹿児島県認証局に対し、鍵情報格納カードの発行を依頼しなければならない。

3 警務課長は、鹿児島県認証局から鍵情報格納カードの発行を受けたときは、当該鍵情報格納カードを鍵情報格納カード管理台帳(別記第2号様式)に登録の上、カード管理者に交付しなければならない。

(鍵情報格納カードの廃止)

第7条 カード管理者は、鍵情報格納カードを廃止しようとするときは、鍵情報格納カード発行・更新・廃止申請書を警務課長に提出しなければならない。

2 鍵情報格納カードの廃止手続その他必要な事項は、別に定める。

(鍵情報格納カードの管理)

第8条 鍵情報格納カードの保管、使用その他の関係事務については、公文書管理規程第6条に規定する副文書管理者（以下「副文書管理者」という。）がカード管理者の監督のもとに行わなければならない。

2 副文書管理者は、鍵情報格納カードの保管に当たっては、鍵情報格納カードを常に堅ろうな容器に納め、原則としてその容器に錠を施さなければならない。

3 副文書管理者は、鍵情報格納カード及び個人識別番号を厳重に管理し、個人識別番号の危たい化（盗難、漏えい等により他人によって使用され得る状態になることをいう。）を防止する措置を講じなければならない。

本条…一部改正〔令和6.3訓令5〕

(鍵情報格納カードの使用)

第9条 副文書管理者は、電子署名を行う電磁的記録が決裁文書その他の証拠書類と相違ないことを確認した上で、鍵情報格納カードを使用しなければならない。

2 副文書管理者が不在の場合は、カード管理者があらかじめ定める者に鍵情報格納カードを使用させることができる。

3 緊急やむを得ない理由により、鍵情報格納カードを執務時間以外の時間に使用しようとするときは、あらかじめカード管理者の承認を受けなければならない。

4 鍵情報格納カードは、副文書管理者の執務場所外に持ち出し、使用することができない。

本条…一部改正〔令和6.3訓令5〕

(鍵情報格納カードの事故届)

第10条 カード管理者は、鍵情報格納カードに事故があったときは、鍵情報格納カード事故届出書（別記第3号様式）により、直ちに警務課長に届け出なければならない。

(その他)

第11条 この訓令の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年12月1日から施行する。

附 則 (令和6.3.1訓令5抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則 (令和6.6.17訓令1003抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年6月17日から施行する。

別表（第5条関係）

電子署名に用いる機関又は職名	カード管理者
公安委員会	警察本部の課（所・隊）長
公安委員長	警察本部の課（所・隊）長
警察本部長	警察本部の課（所・隊）長 及び警察学校長
部長	各部庶務担当課長
課（所・隊）長	警察本部の課（所・隊）長
警察学校長	警察学校長
警察署長	各警察署長
第4条第2項の規定による職名	警務課長と協議の上決定した者

第2号様式（第6条関係）

鍵情報格納カード管理台帳

保管主務課	登 録 項 目		
	証 明 書 の 種 類	1 文書交換証明書 2 職責証明書 3 その他	
	シ リ ア ル 番 号		
	登 録 年 月 日	年	月 日
	有 効 期 限	年	月 日
	廃止・失効年月日	年	月 日
	摘 要		
	証 明 書 の 種 類	1 文書交換証明書 2 職責証明書 3 その他	
	シ リ ア ル 番 号		
	登 録 年 月 日	年	月 日
	有 効 期 限	年	月 日
	廃止・失効年月日	年	月 日
	摘 要		
	証 明 書 の 種 類	1 文書交換証明書 2 職責証明書 3 その他	
	シ リ ア ル 番 号		
	登 録 年 月 日	年	月 日
	有 効 期 限	年	月 日
	廃止・失効年月日	年	月 日
	摘 要		
	証 明 書 の 種 類	1 文書交換証明書 2 職責証明書 3 その他	
	シ リ ア ル 番 号		
	登 録 年 月 日	年	月 日
	有 効 期 限	年	月 日
	廃止・失効年月日	年	月 日
	摘 要		

第3号様式 (第10条関係)

F N. - -
 廃 棄 H (1年)
 第 号
 年 月 日

警務課長 殿

所属長

担当		TEL	
----	--	-----	--

鍵情報格納カード事故届出書

鍵情報格納カードに事故があったので、次のとおり届出をします。

証 明 書 の 名 義	
証 明 書 の 種 類	1 文書交換証明書 (文書交換用) 2 職責証明書 (電子署名用) 3 その他
シ リ ア ル 番 号	
事 故 発 生 年 月 日	年 月 日
申 請 事 由	1 物理的・電磁的破損 2 個人識別番号の忘失 3 鍵格納媒体の盗難、紛失 4 災害等による格納媒体の所在不明 5 個人識別番号の漏えい 6 鍵情報格納カードの不正使用 7 前各項に掲げるもののほか、秘密鍵情報の危たい化の疑いが生じた場合 ----- 具体的な経緯
事 故 発 生 後 の 処 置	
特 記 事 項	
そ の 他 の 提 出 物	1 更新申請書 (別記第1号様式) 2 鍵格納媒体 (3又は4に該当する場合を除く。)